

業務部速報

No. 69

発行 15. 4. 1

JR東労組 業務部

申27号

提出!!

扶養手当の増額を求める緊急申し入れ

申17号「2015年度賃金引き上げ等に関する申し入れ」は、本日4月1日に妥結しました。全組合員に定額を貼り付ける大きな成果を勝ち取りました。しかし、扶養手当（18歳未満の子）の増額は、有額回答を引き出すには至りませんでした。

したがって、本日申27号を提出し、改めて扶養手当の増額を求め闘っていきます。

子育て世代の負担を軽減しろ!!

子供手当が低すぎる!!

要求提出!



- ・ 18歳未満の子供に対する手当
3,500円を、5,000円に増額!!
- ・ 社員に配偶者がいない18歳未満の子供に対する手当
12,500円を、14,000円に増額!!

申し入れ項目

1. 賃金規程第40条第1項第2号及び第3号に定める「18歳未満の子に該当する扶養手当」の支給月額について、3,500円を5,000円へ。
12,500円を14,000円へ増額をおこなうこと。

扶養手当増額を勝ち取るために、
職場から議論を巻き起こそう!